(事務連絡) 令和7年2月28日

各地方環境事務所長 殿 各自然環境事務所長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正及び 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示 について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和7年環境省省令第5号)及び夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示(令和7年環境省告示第7号)が、別紙のとおり令和7年2月28日に公布され、令和7年3月1日に施行されるため、了知いただくとともに、別添のとおり各都道府県知事あて通知しているので承知されたい。

(事務連絡) 令和7年2月28日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正及び 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示 について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和7年環境省省令第5号)及び夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示(令和7年環境省告示第7号)が、別紙のとおり令和7年2月28日に公布され、令和7年3月1日に施行されるため、了知いただくとともに、関係者への周知徹底を図られたい。

## ○環境省令第五号

項第三号、

第四十一条、

鳥 獣  $\mathcal{O}$ 保護及び管理並 びに狩猟 の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第十二条第

第五十六条及び第六十一条第二項の規定に基づき、

鳥獣

 $\mathcal{O}$ 

保護及び管理並

び

に 狩 猟  $\mathcal{O}$ 適 正 化に関する法律施 行 規 別の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

鳥 獣 の保 護及び管理 並 立びに狩り 猟の 適 正 化に 関する法律施行 規則 0 部を改正 する省令

鳥 獣  $\mathcal{O}$ 保 護 及 T 管 理 並 び に狩 猟  $\mathcal{O}$ 適 正 化に関する法律 施 行 規則 伞 成十四年環境省令第二十八号)

の一部を次のように改正する。

次 0 表 に よ り、 改 正 前 欄 12 掲げ る規 定  $\mathcal{O}$ 傍線を付 した部分をこれ に順次対応する改 Ē 一後欄 に . 掲げる

規 定  $\mathcal{O}$ 傍線 を付 L ) た 部 分の ように改 め、 改 正 前 欄 及び 改 Ē 後欄に対応して掲げ るその 標 記 部分に二重

傍線 を 付 L た規定 (以 下 対象規定」 という。 は、 当 該 対 象規定全体 たを改 Ē 後欄 に掲 げ るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ

うに 改 め、 改正 前 欄 に 掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい ない ŧ  $\mathcal{O}$ は、 これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

## 新たに追加する。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限) 第十条 (略) 3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。 でる猟法とする。	一〜四 (略) で (対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限) 第十条 (略) 第十条 (略) で (対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限) で (対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)
	eta 薬
、Sus scrofa(イノシシ)及び Cervus nippon(ニホンジカ) Ursus arctos(ヒグマ)、Ursus thibetanus(ツキノワグマ)	ミリメートル以下のライフル銃に限る。)を使用する方法Cervus nippon(ニホンジカ)にあっては、口径の長さが五・九
銃に限る。)を使用する方法にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル	
六~十五 (略)	六〜十五 (略)
第四十八条(略)(狩猟免許の申請等)	第四十八条(略)(狩猟免許の申請等)
- い。 2 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならな	い。  2 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならな

を添えなければならない。			三分身、無背景の写真(電磁的方法で記録されたものを含む。)   三分身、	7 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上 7 前項	3~6 (略) 3~6	三〜五(略)       三〜五	枚	ルの	写真(電磁的方法で記録されたものを含む。)	二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の   二 申	一 (略) 一 ( ( )	らない。	2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければな 2 法第	第六十五条 (略) 第六十五条	(狩猟者登録の申請等) (狩猟者	3~5 (略) 3~5	枚	ルの	写真(電磁的方法で記録されたものを含む。)	三 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の   三 申	一・二 (略)   一・二
	載したもの二枚を添えなければならない。	四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記	、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・	前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上	(略)	(略)		ルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二	縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメート	申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の	(略)	0	法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければな	条 (略)	(狩猟者登録の申請等)	(略)		の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一	縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメート	申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の	(略)

この省令は、令和七年三月一日から施行する。